

島根原子力発電所における不適切事案に関する立入調査要領

島根県総務部消防防災課
松江市総務部防災安全課

1. 立入調査の考え方について

平成19年3月30日及び4月10日に中国電力(株)から調査結果報告を受けた、島根原子力発電所で確認された不適切事案については、地域の信頼を損なうものであることから、中国電力(株)が実施した点検内容及び不適切事案についての関係書類や現場など詳しい状況を確認するため、立入調査を実施する。

(根拠：安全協定11条、立入調査要綱「1. 平常時における立入調査」)

2. 調査日程及び場所について

(日時)平成19年4月17日(火)13時30分～18日(水)17時00分

日程の詳細は、別添日程表のとおり

(場所)中国電力(株)島根原子力発電所

3. 調査方法及び内容について

島根県及び松江市の調査員が、島根原子力発電所において中国電力(株)の担当者から以下の事項について、帳票、データ等の提示を求め事実関係を確認するとともに、現場確認を実施する。

(1) 中国電力(株)が実施した点検内容について

中国電力(株)が実施した点検内容について、調査を実施する。

- ・ 調査の実施方法、確認手法、チェックの方法などの確認
- ・ 具体的な調査事例を抽出確認

(2) 個別の不適切事案について

特に島根原子力発電所の安全確保及び環境保全に関わると考えられる不適切事案について抽出し、調査を実施する。

- ・ 発生当時の処理状況、データ等の確認
- ・ 現在の処理の状況確認(類似案件等の処理状況、体制の確認等)
- ・ その他必要と考えられる事項

(3) 現場の確認について

不適切事案のうち、現場の確認が可能なものについて、確認する。

4. 調査員

(島根県)総務部次長(危機管理担当)、消防防災課長、原子力安全対策室職員及び保健
環境科学研究所原子力環境センター職員

(松江市)総務部長、原子力専門監及び原子力安全対策室職員

5. その他

調査の冒頭は、公開とする。

調査結果は、調査終了後1週間を目途に公表する。